

## 開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和3年12月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中12名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、3番 畑中安生 委員と、4番 川崎信彦 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

### 議案第1号

#### 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、通り番6が取り下げになり、8件でございます。

「議案第1号、通り番1から9を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

5番委員

#### ■通り番1・2

通り番1と2を続けて説明します。

通り番1の川内の農地ですが、譲渡人の■■さんが所有する農地で山間にあり、譲受人の■■さんが買い受けて、将来的には植林をしたいということです。

通り番2は、譲受人の■■さんが高齢で管理できなくなったため、近所の■■さんに贈与するということです。

特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長	<p>議案第1号の通り番1と2について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番3につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
12番委員	<p><b>■通り番3</b></p> <p>通り番3について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■さんが、高齢で耕作管理ができないということで、譲受人の■■■■さんが買い受けて管理をしていくということです。</p> <p>場所は、宇島小学校を出たところの交差点から宇島港方面に進み、日豊線を渡った左側に宇島郵便局があります。そこから50m行った所に今は閉店している建築資材販売店の中を通った先に申請地があります。</p> <p>特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番4につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
6番委員	<p><b>■通り番4</b></p> <p>通り番4について説明します。</p> <p>譲受人の■■■さんと、譲渡人の■■■■さんは、義兄弟関係にあります。■■■さんが耕作管理が出来ないということで、贈与するものです。</p> <p>特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第1号の通り番4について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>

議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 5 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>■通り番 5  通り番 5 について説明します。  譲渡人の ■■■■ さん所有の畑を、■■■■ さんが買い受けて管理するという事です。■■ さんは非農家で、耕作管理が難しいとのことで、今回、売買となりました。  場所は、高速道路出入口から 100m ほど北側にあります。特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第 1 号の通り番 5 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 7 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
7 番委員	<p>■通り番 6（取下げ）</p> <p>■通り番 7  通り番 7 について説明します。  所有者の ■■■■ さんが耕作管理できないということで、■■■■ さんが贈与を受けて耕作管理するという事です。  特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第 1 号の通り番 7 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 8 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>

<p>9番委員</p>	<p>■通り番 8</p> <p>通り番 8 について説明します。</p> <p>合河鳥井畑線を上って永久の信号を右折し、2つ目の交差点の右側に申請地があります。</p> <p>譲受人の■■■■さんは、現在、野菜を色々と栽培しており、譲渡人の■■■■さんより事業として活用できないかった農地を買い受けて耕作するということです。</p> <p>特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 1 号の通り番 8 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 9 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>2番委員</p>	<p>■通り番 9</p> <p>通り番 9 について説明します。</p> <p>申請地は、合岩小学校と豊前甘木線の道路間にある農地です。譲渡人の■■■■さんの農地を譲受人の■■■■さんが購入するということですが、今回の申請地は■■■さんが■■■さんより借り受けて耕作管理していたことからの流れになります。</p> <p>特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 1 号の通り番 9 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
<p>全 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、取下げになった通り番 6 を除き、全て原案通り可決いたします。</p>

議案第2号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。

「議案第2号、通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長

議案第2号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

2番委員

■通り番1

通り番1について、説明します。

申請人の■■■■■が所有の農地であります。現状、倉庫が建っております。当初、農地法4条の届出で建設しておりましたが、敷地面積が200㎡を超えてしまったため、今回の申請に至りました。

関係書類、始末書も添付されており、間違いございませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。

議長

無いようでございますので、議案第2号の農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、全て原案通り可決してよろしいですか。

全員

異議なし

議長

全員異議なしとのことですので、議案第2号は、全て原案通り可決いたします。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
決定について

議長

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による  
許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説  
明をお願いします。

事務局

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、通  
り番2が取り下げになり、3件でございます。  
「議案第3号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長

議案第3号について事務局の朗読と説明が終わりました。  
通り番1につきまして、地元委員の説明及び意見をお願  
いします。

6番委員

■通り番1  
通り番1について説明します。  
譲渡人の■■■■さんの農地を譲受人の■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■さんが買い受けて、建売住宅  
1棟を建設するということです。  
関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審  
議よろしくをお願いします。

議長

議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わ  
りました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問  
はありませんか。

議長

無いようでございますので、続きまして通り番3につ  
きまして、地元委員の説明をお願いします。

7番委員

■通り番2（取下げ）  
  
■通り番3・4  
通り番3と4について、続けて説明します。  
通り番3ですが、譲渡人の■■■■さん所有の農地を譲

<p>議 長</p>	<p>受人の■■■■■さんが買い受けて、貸駐車場として整備するものです。申請地は、豊前警察署の西側の土地です。</p> <p>次に通り番4ですが、譲渡人の■■■■■さんと譲受人の■■■■■さんは、親子でございます。</p> <p>場所は、■■■■■がありまして、その奥に個人住宅を建てる計画だということです</p> <p>どちらも関係書類は揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議案第3号の通り番3と4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。</p>
<p>全 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、議案第3号は、取下げになった通り番2を除き、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>
<p><b>議案第4号</b></p> <p><b>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について</b></p>	
<p>議 長</p>	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）について、原案通り承認してよろしいですか。</p>

全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第4号については、原案通り承認することといたします。
議 長	<p>以上をもちまして、本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、12月の定例総会は終了いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>閉 会 の 宣 言</b></p> <p>10時20分閉会を宣言する。</p>